

B E L S 評価業務に係る料金規程

（目的）

第1条 この規程は、別に定める「B E L S 評価業務規程」（以下「規程」という。）に基づき株式会社秋田建築確認検査機関（以下「当社」という。）が実施する評価業務に係る料金（以下「評価料金」という。）について、必要な事項を定める。

（評価料金）

第2条 規程第12条に規定する評価料金は、別表1に掲げる額とする。

（評価料金の収納方法）

第3条 申請者は、評価料金を現金又は振込により納入する。ただし、協議により合意した場合には別の納入方法をとることができる。

2 前項の納入に要する費用は申請者の負担とする。

（評価料金の返還）

第4条 納入した評価料金は、原則として返還しない。ただし、当社の責に帰すべき事由により評価の業務が実施できない場合にあっては、この限りでない。

（評価料金の減額又は増額）

第5条 評価料金の減額又は増額については、別表1に掲げる要件及び額によることとする。

（その他）

第6条 評価書を再交付するときの料金は、1通につき1,000円（税込1,100円）とする。

（附則）

この規程は、令和7年6月5日より施行する。